

製造免許制度の概要

1. 酒類の製造については、酒税の保全を図るため免許制を採用

- 酒税は酒類の製造者が納税（製造者が酒類を製造場から移出する時に課税）する仕組み
- 酒税は高率であり、その税収も国家財政上重要な地位を占めている

- 財務省設置法（平成 11 年法律第 95 号）
（任務）

第 3 条 財務省は、健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第 4 条 財務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

十九 酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関すること。

- 酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）
（納税義務者）

第 6 条 酒類の製造者は、その製造場から移出した酒類につき、酒税を納める義務がある。

（酒類の製造免許）

第 7 条 酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。

2. 製造免許については、納税を確保するため、最低製造数量基準を満たすことが要件

- 最低製造数量基準は、採算性の観点から、一般に製造コストを回収するのに必要な水準としている

(主な酒類の最低製造数量基準)

- ・ビール 60kℓ (350ml 換算で年間約 171,000 本)
- ・清酒 60kℓ (1.8ℓ 換算で年間約 33,000 本)
- ・連続式蒸留しょうちゅう 60kℓ (1.8ℓ 換算で年間約 33,000 本)
- ・単式蒸留しょうちゅう 10kℓ (1.8ℓ 換算で年間約 6,000 本)
- ・果実酒 6kℓ (750ml 換算で年間約 8,000 本)

(酒類の製造免許)

第7条

- 2 酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に定める数量に達しない場合には、受けることができない。

3. 免許者に対しては、適正な課税を期すため、各種の義務を課し、監督を徹底

- 製造過程及び流通経路等を確実に把握するため、酒類の製造者及び販売業者に対して、酒類の製造、貯蔵、販売に関する事実について記帳義務を課している
- 酒税事務に従事する税務職員に対して、酒類の製造者及び販売業者への質問検査権を付与している
(検査できる物件)
 - ・ 酒類の販売業者が所持する酒類
 - ・ 酒類の製造、貯蔵、販売等に関する一切の帳簿書類
 - ・ 酒類の製造、貯蔵又は販売上必要な機械、器具、原料 等

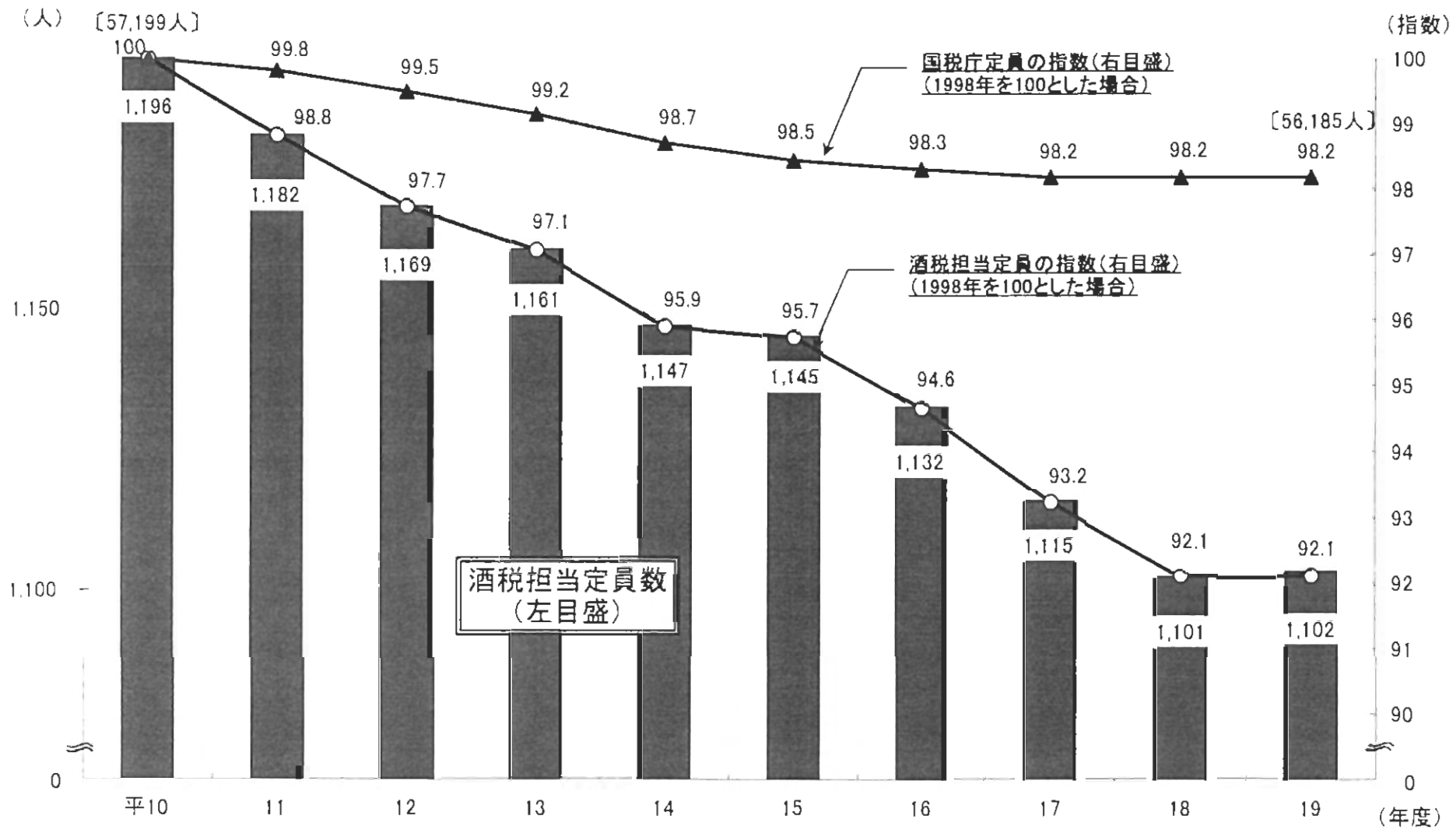
(記帳義務)

- 第46条 酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者は、政令で定めるところにより、製造、貯蔵、販売(販売の代理又は媒介を含む。以下同じ。)又は保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に記載しなければならない。

(当該職員の権限)

- 第53条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員は、酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者に対して質問し、又はこれらの者について次に掲げる物件を検査することができる。

酒税の税務執行体制



(備考) 酒類製造場 5,996場 (平成18年3月31日現在)
 酒類販売場 210,452場 (平成18年3月31日現在)